

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

奈良県公安委員会

委員長 飯 降 政 彦

奈良県公安委員会規則第2号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3 警察学校及び部の附置機関の位置高速道路交通警察隊の項中「大和郡山市伊豆七条町30番地の3」を「大和郡山市八条町372番地1」に改める。

附 則

この規則は、平成27年3月23日から施行する。